

老振発 0704 第 1 号

平成 30 年 7 月 4 日

一部改正：平成 31 年 4 月 22 日

一部改正：令和 2 年 5 月 29 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、今後、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、その機能強化は重要な課題である。

他方、地域包括支援センターについては、業務負担が過大となっているとの指摘があり、具体的に、負担が大きい業務として、総合相談支援業務や指定介護予防支援などが挙げられているが、地域包括支援センターによって異なっている。

地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要がある。

こうした観点から、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。）において、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされた。（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 関係）

このため、国において、全国で統一して用いる評価指標を策定したので、市町村においては、個々の地域包括支援センターの業務の実施状況を把握し、これを踏まえた地域包括支援センター運営協議会等での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進められたい。その実施方法の詳細については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内各市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、その運用の参考にされたい。

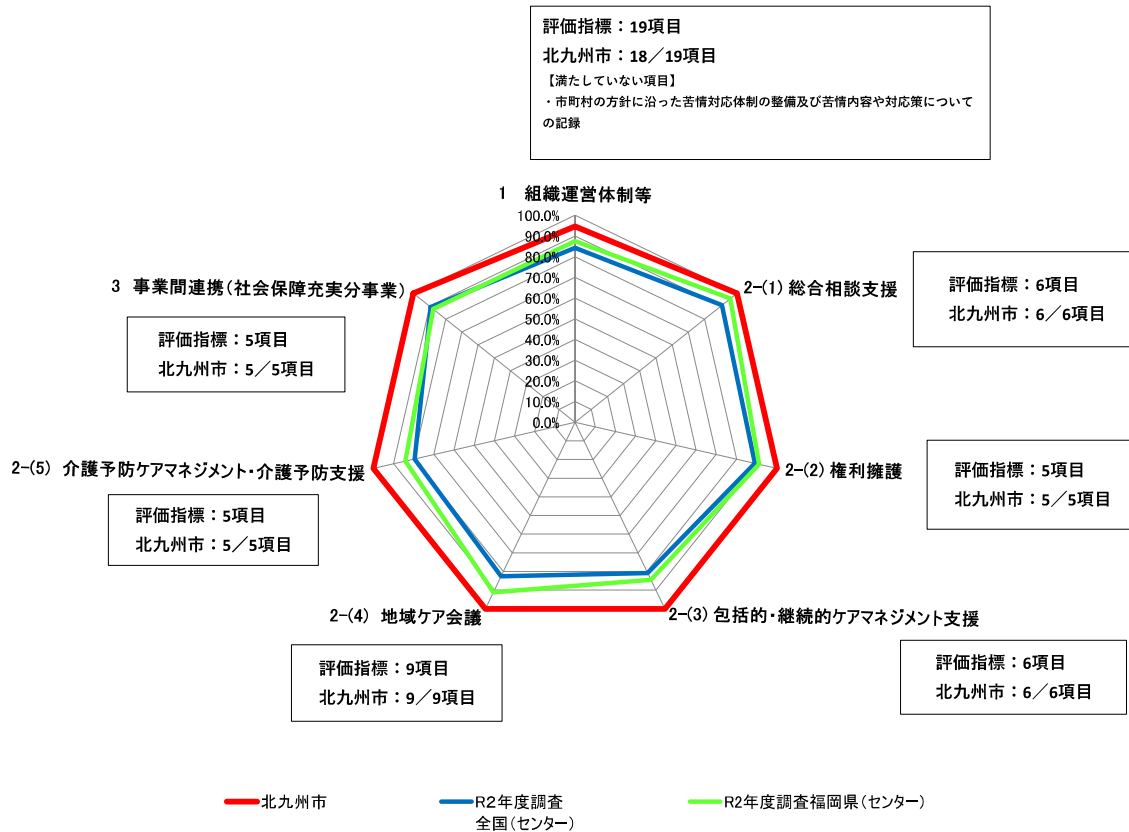
地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（地域包括支援センター）
全国平均・福岡県平均との比較

【地域包括支援センター用】レーダーチャート

■レーダーチャートについて■
○レーダーチャートに示されている「7項目」の数値は、「1.業務チェックシート」に入力した評価指標の平均値です。
○例えば、『2 個別業務』の「2-(1) 総合相談支援業務」6の設問に対し、「○」の付いた設問が4か所ある場合は、「2-(1)総合相談支援」の平均値は4/6 = 66.7%（小数点2位を四捨五入）となります。

	北九州市	R2年度調査 全国（センター）	（参考）R1年度調査 センター	R2年度調査 福岡県（センター）
1 組織運営体制等	94.7%	84.2%	81.3%	87.5%
2-(1) 総合相談支援	100.0%	90.8%	88.7%	95.9%
3 2-(2) 権利擁護	100.0%	89.2%	85.9%	91.2%
4 2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	80.9%	78.4%	84.5%
5 2-(4) 地域ケア会議	100.0%	82.5%	80.5%	91.2%
6 2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	79.5%	75.8%	84.1%
7 3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0%	89.3%	87.2%	87.7%

■レーダーチャート



評価指標の概要

1 1 組織運営体制等	職員配置、体制整備、職員研修、PR、個人情報管理、利用者満足の上上等
2 2-(1) 総合相談支援	相談事例の終結条件等の市との共有、相談件数・内容の記録・報告等
3 2-(2) 権利擁護	情報や判断条件の共有、警察との連携等
4 2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	介護支援専門員への研修、情報提供、意見交換等
5 2-(4) 地域ケア会議	地域ケア会議の具体的な運営状況等
6 2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	具体的な介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の状況、公平性・中立性の確保、委託業務の進行管理等
7 3 事業間連携（社会保障充実分事業）	医療関係者、認知症初期集中支援チーム、生活支援コーディネーター等の関係者との情報共有の状況等